長期継続契約ガイドライン

令和８年１１月
大阪広域環境施設組合

目　次

１　長期継続契約とは. 1

２　条例に該当する契約 3

(1) 条例第１号に該当する契約 3
(2) 条例第２号に該当する契約 3

３ 借入期間又は履行期間 5

４ 保証金等の額 6

(1) 入札保証金 6
(2) 契約保証金 6

５ その他 7

随意契約の適用 7

６ 参考資料 8

１　長期継続契約とは

地方公共団体は「予算単年度主義」が原則ですが、電気やガスの供給などにおいて、「予算単年度主義」を貫くと事務執行上不経済であり、かつ契約の安定性を害することとなります。そのため、契約の性質上欠かすことができない継続的かつ反復的な給付・役務の提供契約については、債務負担行為として予算を定めることなく、翌年度以降にわたり契約することが地方自治法第234条の３において認められています。これが長期継続契約といわれるものです。

＜地方自治法第234条の３＞
普通地方公共団体は、第214条※の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

※　地方自治法第214条・・・債務負担行為

ポイント
＜長期継続契約と債務負担行為＞

長期継続契約と債務負担行為は、いずれも「予算単年度主義」に対する特例である点は同じです。債務負担行為は、将来にわたる債務を**議会の議決を経て**負担する行為のことであり、債務負担行為により契約を締結した場合は義務費となります。

一方、長期継続契約は、各年度における予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができるものです。つまり、翌年度以降の歳出予算について、**議会の議決を経る必要はない**ため、長期継続契約により契約を締結することによって必ずしもそれが義務費となるものではありません。

長期継続契約を締結することができる契約は、地方自治法において、①電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、②電気通信役務の提供を受ける契約、③不動産を借りる契約、④政令で定める契約に限定されており、これら以外の契約については、長期継続契約を締結することはできません。運用を誤れば法律、条例違反であるとともに、議会軽視との非難は免れないため、慎重な取扱いが求められます。

長期継続契約ができる契約については、当初、①電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、②電気通信役務の提供を受ける契約、③不動産を借りる契約に限定されていましたが、平成16年11月10日施行の地方自治法の改正に伴い、「政令で定める契約」が加えられました。「政令で定める契約」については、地方自治法施行令第167条の17において、次のとおり定められています。

＜地方自治法施行令第167条の17＞
地方自治法第234条の３に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、**条例で定める**ものとする。

本組合では、この改正を受け、平成26年11月25日付けで「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「条例」という。）」を制定し、条例に該当するものを、長期継続契約ができる契約としています。

＜長期継続契約を締結することができる契約を定める条例＞
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。
(1)　物品の借入契約で、契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することが大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
(2)　役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの

なお、長期継続契約については、当該契約に基づく債務について翌年度以降の歳出予算が保証されていないことから、この点を受注者と合意しておく必要があります。
そのため、契約書には**「翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額または削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。」**旨を明記した条項（解除権を留保する条項）を設ける必要があることに留意しなければなりません。

２　条例に該当する契約

（１）条例第１号に該当する契約

商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的なものなど、長期継続契約を締結することが本組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年４月１日から当該物品を確実に借り入れることが困難になると判断される契約が該当します。

（例）

事務機器、情報処理機器、医療・理化学機器、機械機器、輸送用機器　等

（２）条例第２号に該当する契約

履行のための労働力を確保する必要があるもの、履行に必要とされる技術の習得に一定の期間を要するもの、履行に当たり特定の物品・設備等を準備する必要があり、当該準備に要した経費の単年度での回収が困難であることが明らかなもの等の理由により、長期継続契約を締結することが本組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年４月１日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になると判断される契約が該当します。

（例）

庁舎清掃、人的警備（巡視・保安等）、施設管理（保守点検含む）、医療事務、機械警備業務、使用許諾契約（ライセンス契約）、物品の保守・点検・管理業務　等

ポイント

＜使用許諾契約（ライセンス契約）＞

ソフトウェアの使用許諾契約（ライセンス契約）については、地方自治法施行令第167条の17に規定する役務の提供に該当すると考えられます。よって、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ行政運営の安定性に支障を及ぼすものであり、条例に該当すると認められる場合は、長期継続契約を締結することができます。（参考資料参照）

ただし、長期継続契約は、翌年度以降の歳出予算が保証されないことから、通常、解除権を留保することとしていますが、使用許諾契約（ライセンス契約）の締結にあたっては、ライセンス所有元事業者が定める申込書によることが多く、解除権を留保する条項を設けることができないことが想定されます。そのため、**複数年の契約が条件となっておらず、また、本組合都合により解除した場合でも違約金を支払う条件となっていないことが明らかである場合に限り、条項を加えることなく、長期継続契約ができるものとします。**

ポイント
＜長期継続契約に該当しない契約＞

条例では長期継続契約に該当する具体例が規定されているわけではありません。
しかしながら、長期継続契約は「予算単年度主義」に対するあくまで特例であり、電気、ガス、水道、電気通信のように毎会計年度更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結することが合理的でなければならないため、**継続的かつ反復的**に給付を受ける契約が想定されます。

また、条例では**「毎年４月１日から」**と起点が明確に定められている点にも留意する必要があります。

よって、次に掲げるような契約は、長期継続契約には該当せず、複数年にわたる契約を締結する場合は、債務負担行為を設定する必要があります。

（例）

役務提供のうち成果物を求めるもの
➢　複数年調査を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる契約 ➢　システムの開発契約　など
契約解除した際に契約相手方に違約金を支払う必要があるもの
➢　最低３年は継続して契約することが条件となっている契約　など
役務提供のうち継続的・反復的に行われるものではないもの
➢　不定期に業務の履行を求める契約　など
毎年４月１日から役務の提供を受けないもの
➢　日常業務がなく、毎年４月１日に業務がない契約　など
複数年の契約期間を前提に業務を行うもの
➢　１年目に市場調査を行い、２、３年目に調査結果を反映したイベントを開催する契約 ➢　最終の達成基準を定め、３年計画で業務を行う契約　など
商習慣上、複数年にわたる契約が一般的ではないもの
➢　再リース契約　など

３　借入期間又は履行期間

長期継続契約の「長期」が、どの程度の期間なのか定義があるわけではありません。契約内容及び目的を勘案するとともに、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な期間を設定する必要があります。

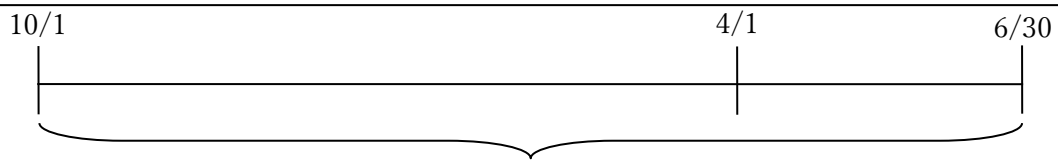
そのため、本組合では、借入期間又は履行期間について、次の期間を原則としています。

- ➢ 物品の借入：**３～５年程度**
- ➢ 役務の提供：**３年程度**

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、12か月未満であっても長期継続契約は可能としています。

① 年度をまたぎ物品の借入又は役務の提供を受ける必要があること
② 当該契約が毎年定例的に見込まれていること
③ 借入期間又は履行期間が 12 か月未満で長期継続契約をしなければ４月１日から当該物品を確実に借り入れること又は役務の提供を安定的に確保することが困難であること

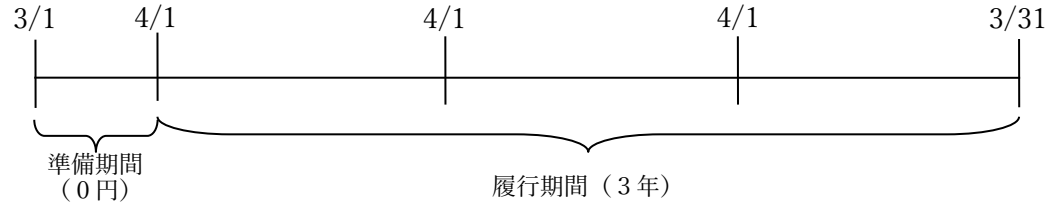
（例）年度をまたぐ12月未満の長期継続契約



※毎年でなく、１度きりの事業である場合は、債務負担行為により対応することとなる。

また、条例に該当する契約のうち、借入又は履行を開始するにあたり、前年度中に資機材の調達や人員確保など本組合の支出を伴わない準備期間が必要となる契約については、初年度の支払予定額を０円として、長期継続契約を締結することができます。

（例）当初年度０円の長期継続契約



４月１日から機械警備を履行するにあたり、前年度中に警備機器の設置などの準備期間が必要なものなどが想定されます。

＜注意！＞
当初年度０円の長期継続契約は、予算審議を行わず契約締結するものであるため、新規案件や政策判断が必要な事業等については、適用すべきではありません。

４　保証金等の額

（１）入札保証金

大阪広域環境施設組合契約規則（以下「契約規則」という。）第16条第２項第３号において、次のとおり規定されています。

> ＜契約規則第16条第２項第３号＞
> 見積価格（単価契約に係る入札にあっては、見積価格に予定数量（第22条第１項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下同じ。）を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第５号）第１号に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。）にあっては、見積価格を１年当たりの額に換算した額）の100分の３以上

「見積価格」とは、借入期間又は履行期間内の総額であることから、入札保証金の額は、**借入期間又は履行期間内の総額を１年当たりの額に換算した額の100分の３以上**必要となります。

ただし、借入期間又は履行期間が12か月未満の契約においては、契約規則第16条１項第２号に該当するときとして、算出した入札保証金から一部免除を行い、**借入期間又は履行期間内の総額の100分の３以上**とします。

（２）契約保証金

契約規則第33条第３項において、次のとおり規定されています。

> ＜契約規則第33条第３項＞
> （１）一般競争入札に付した場合　契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、契約金額を１年当たりの額に換算した額。次号、第50条第１項及び第２号において同じ。）の100分の10以上
> （２）指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合　契約金額の100分の５以上

「契約金額」とは、借入期間又は履行期間における総額であることから、契約保証金の額は、**借入期間又は履行期間に支払う総額を１年当たりの額に換算した額の100分の10（一般競争入札の場合。指名競争入札又は随意契約の場合は100分の５）**以上必要となります。

ただし、借入期間又は履行期間が12か月未満の場合については、契約規則第33条第１項第３号に該当するときとして、算出した契約保証金から一部免除を行い、**借入期間又は履行期間に支払う総額の100分の10（一般競争入札の場合。指名競争入札又は随意契約の場合は100分の５）以上**とします。

５　その他

随意契約の適用

契約規則第14条の２に規定する随意契約によることができる場合の予定価格の額について、長期継続契約の予定価格は、借入期間又は履行期間内の予定総額となります。

ただし、単価契約の場合は、「予定単価×借入期間又は履行期間内の予定数量」の額で適用の可否を判断することになります。

６　参考資料

総行行第３０７号
令和２年１２月２２日

各都道府県総務部長　殿
各都道府県議会事務局長　殿
各指定都市総務局長　殿
各指定都市議会事務局長　殿

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３４条の３に規定する長期継続契約については、商慣習上、複数年度にわたって締結することが一般的である契約であって、地方公共団体が行政運営を行っていく上で一日も欠かすことなくその契約の相手方から契約に基づく債務の履行を受け続ける必要があるものに限り対象とすることを趣旨とするもので、具体的には、同条に規定する「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１７に規定する「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」が対象とされています。

近年、地方公共団体の事務の処理については、情報処理システム等のソフトウェアの活用が図られてきているところであり、ソフトウェアについては、自らこれを保有するほか、事業者が保有するソフトウェアについて、当該事業者との間で当該ソフトウェアに係る使用許諾契約（ライセンス契約）を締結した利用が普及してきているところです。

こうしたソフトウェアの使用許諾契約について、地方公共団体の行政運営の安定性等を図る観点から、下記のとおり当該使用許諾契約を長期継続契約とする場合の考え方を周知します。

各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを

申し添えます。

記

ソフトウェアの提供を受け、地方公共団体の利用に供されることを内容とする使用許諾契約は、令第１６７条の１７に規定する役務の提供に該当すると考えられるものであるが、具体的な契約の内容を踏まえ、当該契約がその性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものと判断した上で、同条の規定に基づき必要な条例が制定されている場合においては、法第２３４条の３に規定する長期継続契約を締結することができると考えられる。

なお、ソフトウェアの使用許諾契約について長期継続契約とするための条例の制定又は改正を検討するに当たっては、複数年度にわたる契約については、本来であれば、議会の議決による法第２１４条の債務負担行為に基づくものであり、その例外として、法第２３４条の３の規定により長期継続契約として複数年度にわたる契約が限定的に認められている趣旨を十分に留意されたい。